

小中学生の通院等に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について

【社会環境部会】

長野県福祉医療費給付事業のうち、小中学生の通院については、県補助対象外のため市町村が単独で事業を実施しているが、その財政負担は年々増大している。

県補助額は、平成18年度から13年間据え置かれたままとなっていること、昨年の現物給付導入に当たっては、県の主導により少なくとも「中学校卒業まで」全市町村で実施するとした経緯があること、県の「ながの子ども・子育て応援総合計画」にも沿うものであり、また「子育て安心県」実現に資する施策でもあることから、小中学生の通院も県補助の対象とするよう対象年齢の拡大を要望する。

また、精神障がい者に対する県補助については、1級の場合は通院のみ、2級の場合は自立支援医療の通院のみとなっているが、県内では約半数の市町村が入院も福祉医療の対象としており、市町村間で対象範囲の格差が生じている。

入院を市単独で対応していくためには、財政負担が大きく困難な状況であるほか、内閣府の平成30年版障害者白書では、精神障がい者の地域移行の推進について盛り込まれ、精神障がい者への医療の提供・支援は可能なかぎり地域で行うこととされていることから、通院の1級・2級の格差をなくし、入院までを県補助の対象とするよう範囲の拡大を要望する。